

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成27年8月3日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
決算特別委員会について	
(1) 設置・構成について	3
(2) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	3
定例会の日程について	4
その他	
(1) 一般質問の通告締切り時刻について	5
(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会「暫定エンブレム」の使用中止について	7
(3) 6月10日議運理事会資料の訂正について	7
(4) 特別区議会議長会の要望事項について	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成27年8月3日(月) 午前9時59分～午前10時24分	
場 所	第1委員会室	
出席理事 (7名)	理事 井口 かづ子 理事 渡辺 富士雄 理事 原田 あきら 理事 そね 文子	理事 脇坂 たつや 理事 増田 裕一 理事 佐々木 浩
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 はなし 俊郎	副議長 横山 えみ
出席理事者		
事務局職員	事務局長 本橋 正敏 議事係長 野澤 雅己 調査係長 福羅 克巳	事務局次長 植田 敏郎 庶務係長 本島 健治 担当書記 太刀川 修

(午前 9時59分 開会)

井口理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

井口理事 初めに議会運営委員会理事会の会議記録だが、平成27年6月9日、10日、16日の3回分についてメールでお送りしているが、この内容でご承認いただけるか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

井口理事 ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《決算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

井口理事 続いて、決算特別委員会についてである。まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 第3回定例会においては、決算の議案が区長から提出された場合、昨年同様、決算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがか、ご提案する。

井口理事 ただいまの説明について何かあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

井口理事 それでは、そのようにする。

(2) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

井口理事 続いて、決算特別委員会の審査方法、日程、質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 お手元の資料1をごらんいただきたい。平成27年決算特別委員会の審査方法について(案)である。審査期間については、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き、8日間とする。審査区分は記載のとおり、例年どおり4ブロックに分けることとする。審査順序は第1ブロックから、審査時間については記載のとおりである。

裏面をごらんいただきたい。議員1人当たりの各ブロックの持ち時間は、第1ブロック5分、その他3ブロックについては6分とし、全体で23分とする。質疑の全体時間、その他各会派持ち時間は、記載のとおりである。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。よろしいか。——よろしければ、案のと通りの日程で考えていく。

《定例会の日程について》

井口理事 続いて、定例会の日程案について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料の2をごらんいただきたい。9月10日から10月16日まで、会期は37日間とする。9月10日に本会議を始め、9月15日午後決算特別委員会の正副委員長互選が入る。9月16日から常任委員会の審議、その間、9月19日から9月23日まで、今回は5連休が入るので、休会となる。9月28日から特別委員会、10月2日から決算特別委員会の第1ブロックから審査が入り、10月15日決算特別委員会意見開陳、10月16日最終日という予定である。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

議会事務局次長 日程のほかにもう1点、検討をお願いしたい。

決算特別委員会の日程が確定しないと、3定の全体の日程も決まらないということがある。そのため先ほど、3定で決算特別委員会設置のご了承をいただき、審査時間についてもご承認いただいたということである。ただ、現時点では、区長から決算の議案は提出されていない状況である。したがってその段階で、公開する今ご説明した日程の案について、決算特別委員会と記載しても問題がないかどうか、ご確認、ご検討のほど、お願いします。

なお、他区において早くから日程を出している区については、決算特別委員会の記載をしているところが多くある。

また、この日程案については、この後の議運で承認された後、本日夕方までにはホームページで周知する予定でいる。また、議員へのペーパーでの配付は告示日に議案と一緒に配付となるので、各会派での周知をよろしくをお願いします。

以上である。

井口理事 それではまず、ただいま説明のあった決算特別委員会の記載については、いかがか。——よろしいか。それでは、資料2のとおり、日程表に決算特別委員会と記載することとする。

そのほか、日程案についてのただいまの説明について、何かご質問はあるか。

佐々木理事 中日の9月15日であるが、「本会議（議案上程・委員会付託）」とあるが、場合によってはここ、一般質問が入る可能性があるのでは、一般質問と入れていたのが今

までだったと思うのだが、これはどういうことなのかなど。

議会事務局次長 特に省略したという意味はないので、今ご指摘のとおり入れるということにさせていただきます。

井口理事 ほかに質問はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、定例会の日程案については、ただいまの説明のとおりでよろしくお願ひする。

《一般質問の通告の締め切り時刻について》

井口理事 続いて、一般質問の質問通告の締め切り時刻について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 現在、一般質問の通告期間については、告示日の午後1時から本会議開会の3日前、午後5時までとしている。状況をお話しすると、毎回、通告が締め切り間際に集中する状況がある。区長部局においては、通告最終日に全管理職を午後6時までには自席待機という状況になっている。通告を受けてから総務課長が該当の管理職に速報を入れて対応をしている状況である。

前回の2定では、最終日の午後5時の締め切りに7人の方の通告があった状況である。また、過去5回の定例会の数を見ると、ほぼ半分以上、52%が最終日に集中しているという状況がある。この締め切り間際に集中する傾向というのは、ここ数年変わらない状況があるので、区長部局のほうから、締め切り時刻の見直しの要望が出されたところである。そこで、最終日の締め切り時刻を早めることをご検討いただきたいと思う。

例えば、最終日の締め切り時刻を、現在の午後5時から午後1時に早めるということはいかがか。よろしくご検討のほどお願いします。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

増田理事 事務局のほうの負担もあるし、ご提案どおり早めたほうがよろしいのではないかと思う。

佐々木理事 私も、もともと5時締め切りというのは後が大変だというふうに考えていたので、時間を早めることに関しては1時でいいと思う。ただ、3日前というのも、前はもうちょっとタイトだったのを3日前にして、さらにまた時間もというふうに、どんどんなし崩し的に緩和していくというのもどうかなというところもあるので、今回別に反対はしないが、ちょっと理事者側と意見を、我々も酌み取らなければいけないのだが、余り緩目、緩目になってはいけないなというふうにもちょっと考えているので、今後は、

またそういうこともきちっと考えましょう。

そね理事 会派のほうにも話してみたのだが、早めることについてはいいということだったのだが、先ほど佐々木理事からも出たように、2日前だったのを3日前までにしたという経緯もあるということで、1時ではなくて3時というのはいかがでしょうかという意見だったのだが、そうすると4時まで残っていて、前回お伺いしたのが7時ぐらいいまで残らなければいけないということだったら、5時までで済むように3時というところではいかがでしょうかという意見があったので、ご検討いただければと思う。

議会事務局次長 まず、1点の2日前が3日前になって今度また短くなるのではないかというあたりについて、今度また4日前とか短くしても、最終日に集中することには傾向としては変わりがないというふうには考えているが、今のところ、締め切りした時間からいろいろ質問担当の管理職が決まり、上部といろいろ打ち合わせをしながら質問の担当が決まっていくという経緯があるので、日数をこれ以上短くするという点に関しては、皆さんのほうからご指摘があったということは総務のほうに伝えてまいりたいというふうに思っている。また、時間については、今お話ししたように、締め切る時間というのが非常にその後の行程に影響を及ぼして、十分な検討、また事務的なミスもないようにということで、できるだけその日のうちに、5時に終わろうとは恐らく総務のほうも考えていないが、7時ごろには終えるという形で考えて、逆算すると1時ごろ締め切りにさせていただきたいということである。

井口理事 そね理事、よろしいか。

そね理事 では、議運までにお返事するという点で、結構である。

原田理事 うち、実はまだ会派でこの件、話してない。ただ、言っていることはわかるし、うちの会派の人たちも理解すると思うので了承したいと思うのだが、理事者側の質問の準備であるとかそういうことが大事なのはわかるのだが、しかしながら、この間、議会の答弁では、その質問には答えられないという答弁が出てくるなど、はっきり言って質が落ちているので、その点、答弁の質の向上とセットだという厳しい意見が出たということも伝えておいていただきたいと思いますなど、ある会派からはそういう声もあったと言っておいていただきたいと思います。

議会事務局次長 今のは伝えたいと思う。

先ほど議運のほうでというお話であったが、一応本件については理事会ということまで考えているが、いかがか。

井口理事 暫時休憩する。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時15分 開議)

井口理事 それでは、理事会を再開する。

そね理事、どうか。

そね理事 1時でいいということでお返事する。

井口理事 では、先ほどの説明どおりでよろしいということですね。わかった。

それでは、平成27年第3回定例会より、一般質問の受け付けを告示日の午後1時から本会議開会の3日前の午後1時までとすることによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔「今回は何日までか」と呼ぶ者あり〕

議会事務局長 9月2日の午後1時から9月7日月曜日の午後1時までというのが具体的な数字である。

井口理事 それでは、そのように決定する。次回3定より締め切り時刻がこれまでより早まるので、各会派の議員の方へお間違えないようお伝え願いたいと思う。

《2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会「暫定エンブレム」の使用中止について》

井口理事 続いて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のエンブレムが先日決定したが、今まで使っていたのが使用できなくなるということのご説明を、事務局から願います。

議会事務局次長 7月24日に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の公式エンブレムが公表された。既に全議員宛てにポスティングしてお知らせをしているように、公式エンブレムの公表をもって暫定エンブレムの使用はできなくなり、暫定エンブレムを使用した名刺、ピンバッジ等の使用も控えてほしいとの通知が東京都からあった。今現在、身につけておりましたピンバッジの柄である。

なお、現在議員の皆様へ配付しているものについても、使用を控えていただきたい。今後、新たな公式エンブレムの使用等について、詳細がわかり次第、改めてお知らせをする。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かご質問があるか。——よろしいか。それでは、この件はご説明のとおりよろしく願います。

《6月10日議運理事会資料の訂正について》

井口理事 続いて、6月10日の議運理事会で配付した資料の訂正について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 6月10日議運理事会において、他区の請願・陳情に関する調査結果一覧、これを一部訂正したものを事前に配付させていただいた。事情に関しては、その際もお話ししたとおり、区民から情報公開請求があり、それを各区にまたバックして確認をとったところ、もとの杉並区に送られた資料自体も訂正を要望されたので、全て資料を差しかえて作り直したものである。よって、訂正前の資料については回収を徹底するようお願いしたところであるが、まだ返却いただいていない委員の方々については、返却をお願いします。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。——よろしいか。それでは、この件は説明のとおりでよろしくをお願いします。

《特別区議会議長会の要望事項について》

井口理事 続いて、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。特別区議会議長会の要望事項について、杉並区からは理事会で全会一致となった3件を提案した。1点目、国への要望第1位、認知症への取り組みの充実強化に関する要望、国への要望第2位、都市部の緑地・農地を保全するための支援を求める要望、3点目、東京都への要望1位として、水害対策の強化を求める要望の3点である。

〔「2番が入ってない」と呼ぶ者あり〕

議会事務局次長 2番については、説明をさせていただく。2番は、特別区議長会の要望には載らなかったということである。

まず、7月17日に行われた議長会総会において、平成27年度の要望活動の実施について協議が行われ、杉並区から2番目が載らなかったということであり、1番目の認知症、3番目の水害対策が載ったということである。

この選定については、議長会において要望事項、23区から出されたものを整理したわけであるが、各区から提案された優先順位第1位、これをまず基本として検討をしたものである。ただし、2位以下の要望についても、他区の1位と同趣旨のものがある場合、また、他区のものと同趣旨の内容を統合できる場合は、2位以下の要望についても、複数区から提案されているということで、選択に当たり検討をしたものである。また、統合に際しての文章整理、表現の調整については、会長一任という方針で行った結果である。

杉並区から提案した3件、そのうち2件が採用され、他区と同趣旨の提案はなかったということである。ただし、水害対策の要望については、具体的な地域名、河川名などの記載があったために、特別区全体の要望ということで少し内容、文言が修正されているところである。

特別区議長会として、国への要望活動は8月5日水曜日、東京都への要望活動は8月26日水曜日に実施する予定であるということである。

以上である。

井口理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 よろしいか。それでは、この件は説明のとおりなので、よろしく願います。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口理事 それでは、本日の議会運営委員会理事会は閉会する。

(午前10時24分 閉会)